

令和7年度 和歌山市1人1台端末のルール

和歌山市教育委員会

1 目的

学習の機会の提供に向け、学校や家庭学習でのオンライン学習ができるよう、1人1台端末の貸し出しを行う際の必要なルールを示します。

2 使用における注意事項

使用者は、以下を遵守してください。

- 1) 先生や保護者の指示に従って、学習のためだけに使用しなければなりません。
- 2) 借り受けた1人1台端末は、他人への貸与や使用を禁じます。
- 3) 1人1台端末のそばでの飲食は禁止です。（端末を置いてある机に飲物を置くなど）
- 4) 1人1台端末は自己管理し、その使用及び破損・紛失・盗難が無いよう適切に管理してください。（使用者による重大な過失がある場合は現状復旧又は弁償などが発生します）

※破損等の不具合が生じた場合は、使用者は速やかに学校へ報告し、学校は教育委員会へ故障報告（発生日時・場所・原因・症状等）する必要があります。

- 5) 1人1台端末の自宅での使用後は、自宅で十分に充電して学校へ持参してください。
- 6) USBメモリ等の外部装置・周辺機器の接続及び使用を禁止します。
- 7) 自分や他人の個人情報（名前、住所、電話番号等）はインターネット上に絶対に掲載しないでください。
- 8) 学校から指示の無いファイルダウンロード・ソフトインストールを禁止します。
- 9) 学習に関係ないサイトの閲覧・使用、SNSへの書き込み、写真・動画の配信は禁止します。
- 10) 他人のIDの不正使用、ハッキング行為、SNS・掲示板への誹謗中傷の投稿などは厳に禁止します。
- 11) 承諾なしに、他人を撮影や録音することは禁止です。

3 その他

上記に記載の無い事項については、適宜、教育委員会で協議決定します。